マニュライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉

外貨建定額個人年金保険 年金支払総額保証付終身介護年金特約

「マニュライフ定額年金〈外貨建・介護保障型〉」は、マニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、元本保証はありません。また預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

引受保険会社

No.1544 / 17.04



この書面の表記について

この「商品パンフレット」では、一部「ご契約のしおり/約款」と異なる表記をしています。

「商品パンフレット」の表記	「ご契約のしおり/約款」の表記
運用期間	介護保障期間
年金受取開始日	年金支払開始日
介護年金受取開始日	介護年金支払開始日
年金受取期間	年金支払期間
介護年金受取期間	介護年金支払期間
年金受取総額保証割合	年金支払総額保証割合
介護年金受取総額保証割合	介護年金支払総額保証割合
年金の一括受取	年金の一括支払
介護年金の一括受取	介護年金の一括支払
年金	年金支払総額保証付終身年金
介護年金	年金支払総額保証付終身介護年金

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険の取扱いは、保険業法に基づき登録された募集人のみが行うことができます。お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマニュライフ生命の投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー 30階 ホームページ:www.manulife.co.jp

投資型商品カスタマーセンター

MLJ (STDG) 17019030-292913

120-925-008 受付時間:月~金曜日 9時~17時 祝日および12月31日~1月3日は休業とさせていただきます。

平成29年4月現在

募集代理店

野村證券株式会社

募集代理店

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)



マニュライフ定額年金〈外貨建・介護 保障型〉の特徴としくみ



外貨で10年間運用後、 一生涯にわたる年金を受取れます。

- ●契約通貨は、■米ドルまたは、豪ドルのいずれかから選択で きます。
- ●契約時の積立利率で運用期間(10年)運用後、一生涯の年金受取 が開始します。
- ※積立利率は年0.05%が最低保証されます。
- ※運用期間は10年のみとなります。
- ※年金種類は終身年金のみとなります。
- ●年金受取は、契約通貨(米ドルまたは ※ 豪ドル)または
- 円(円支払特約A型を付加)のいずれかから選択できます。

「円支払特約A型」については、P10「ご契約について」をご覧ください。

Point

運用期間満了 年金原資(契約 110%のいずれ

- ●年金の受取総額として、保証金 額(被保険者の生死にかかわらず お受取りいただく年金の合計 額)を保証します。
- ずれかからご選択いただけます。
- ※契約後に年金受取総額保証割合を | 変更することはできません。 りません。
- くわしくは、P.5 「年金のお支払いにつ」いて」をご覧ください。

後の年金の受取総額は、 通貨建て)の100%または かを最低保証します。

●契約時に年金受取総額の保証 割合は、100%または110%のい

※年金受取開始時に年金の一括受取 を行う場合、年金原資額の最低保証はあ

Point

運用期間中に要介護2以上に 認定された場合*、一生涯侵物を 介護年金の受取が開始します。

●運用期間中に、要介護2以上に認定された場合^(*)、一生涯にわたる 介護年金の受取が開始します。

※年金種類は終身年金のみとなります。

- ●介護年金の受取は、契約通貨(米ドルまたは 豪ドル)また は ● 円(円支払特約A型を付加)のいずれかから選択できます。
- ●介護年金の受取総額は、介護年金原資(契約通貨建て)の100% または110%のいずれかを最低保証します。
- ※介護年金受取開始時に介護年金の一括受取を行う場合、介護年金原資額の最 低保証はありません。
- ※契約時に100%または110%のいずれかをご選択いただけます。介護年金受 取総額保証割合は、年金受取総額保証割合と同じになります。

くわしくは、P.6 「介護年金のお支払いについて」をご覧ください。

〈前提条件〉 ●年齢・性別/70歳・男性 ●契約通貨/米ドル ●一時払保険料/100.000米ドル ●積立利率/年1.30% ●年金受取総額保証割合(介護年金受取総額保証割合)/110% 【イメージ図】 -時払 年金原資 解約返戻金 積立金 保険料 (米ドル建て) (米ドル建て) 基本保険金額* 死亡給付金(米ドル建て) 被保険者死亡日の積立金額、 基本保険金額、解約返戻金額 のいずれか大きい金額 100.000 113,787 米ドル 運用期間(10年) お申込み時に 契約日 年金受取開始日 告知不要 (運用期間満了日の翌日)

年金原資の110%最低保証 126.420*FIL 一時払保険料の約126%)

=年金額6,020米ドル ×年金受取最低期間*321年

年金の保証金額

年金(米ドル建て)

※年金の受取回数:年1回、年2回、年3回、年4回、年6回、年12回から選択

年金受取期間(終身)

介護年金原資の110%最低保証 l 17.390*ドル - 時払保険料の約117%)

介護年金の保証金額

=介護年金額5,590米ドル ×介護年金受取最低期間*321年

運用期間中に要介護2以上に認定された 場合、一生涯にわたる介護年金の受取が 開始します。

※右図は、契約日から5年経過後の例です。5年後に限 らず、運用期間中に要介護2以上に認定された場合 に、一生涯の介護年金の受取が開始します。介護年 金額は、要介護2以上に認定された日までの期間によ り異なります。

106,671

米ドル

介護年金

原資

介護年金(米ドル建て) ※介護年金の受取回数:年1回、年2回、年3回、年4回、年6回、

年12回から選打

介護年金受取期間(終身)

介護年金受取開始日(運用期間中に要介護2以上に認定された日)

▲ご注意

この保険にかかるリスクや費用については、

[1] 「リスクと費用について」をご覧ください。また、お申込みにあたっての注 意事項については、

[1] 「ご契約について」をご覧ください。

円でお受取りいただく場合

(円支払特約A型を付加)

(*)この「商品パンフレット」では、契約日の翌日以降に、

介護2以上に認定された」場合といいます。

「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当 したと認定され、その認定の効力が生じた」場合を「要

● 年金 介護年金 を円でお受取り いただけます。







適用される為替レート

さい。

|米ドル|TTM−1銭|豪ドル|TTM−3銭 平成29年4月現在。将来変更されることがあります。

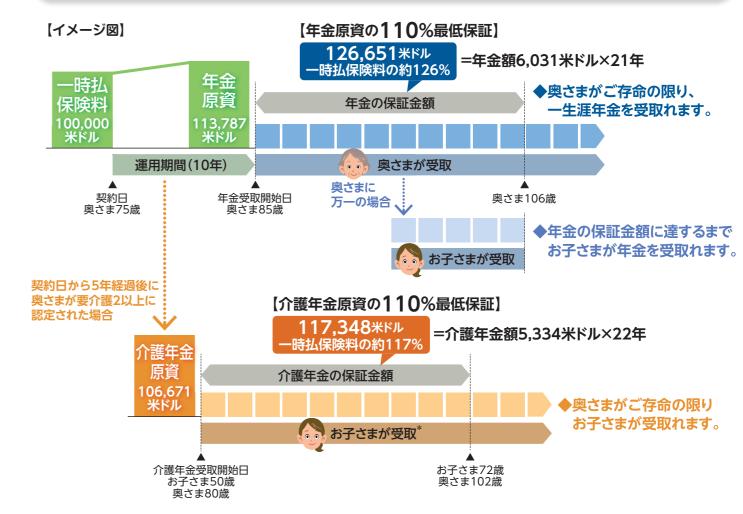
くわしくは、P.10 「ご契約について」をご覧くだ

- *1「基本保険金額」とは、死亡給付金をお受取りいただ くときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一 時払保険料と同額になります。
- *2 「年金原資」は、年金受取開始日前日の積立金額とな ります。「介護年金原資」は、介護年金受取開始日前日 の積立金額となります。小数第1位以下を切り捨てて 表示しています。
- *3 「(介護)年金受取最低期間」は、被保険者の生死にか かわらず(介護)年金を受取れる期間です。
- ※左図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成し たものです。実際には契約日に設定されている積立利率 等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なり

【前提条件】 ●契約通貨/米ドル ●一時払保険料/

100,000米ドル ●積立利率/年1.30% ●年金受取総額保証割合(介護年金受取総額保証割合)/110%

奥さまの一生涯の年金を確保しつつ、 奥さまが要介護2以上に認定された場合に備える ▶運用期間(10年)満了後に、奥さまが一生涯年金を受取れます。 運用期間中に奥さまが要介護2以上に認定された場合、お子さまが介護年金を受取ります(介護 年金は、介護費用を使途とする場合、非課税扱となります)。 【契約例】●奥さま/75歳・女性 ●お子さま/45歳・女性 契約者 被保険者 死亡給付金受取人 年金受取人 後継年金受取人介護年金受取人 • • 0 0 0 お子さま お子さま お子さま 寒さま 奥さま 奥さま



*お子さまが万一の場合、後継介護年金受取人が介護年金を受取れます。

※年金原資、介護年金原資は、小数第1位以下を切り捨てて表示しています。

※上記は、契約日から5年経過後に要介護2以上に認定された場合の例です。5年後に限らず、運用期|間中に要介護2以上に認定された場合に、一生涯の介護年金の受取が開始します。 介護年金額は、要介護2以上に認定された日までの期間により異なります。

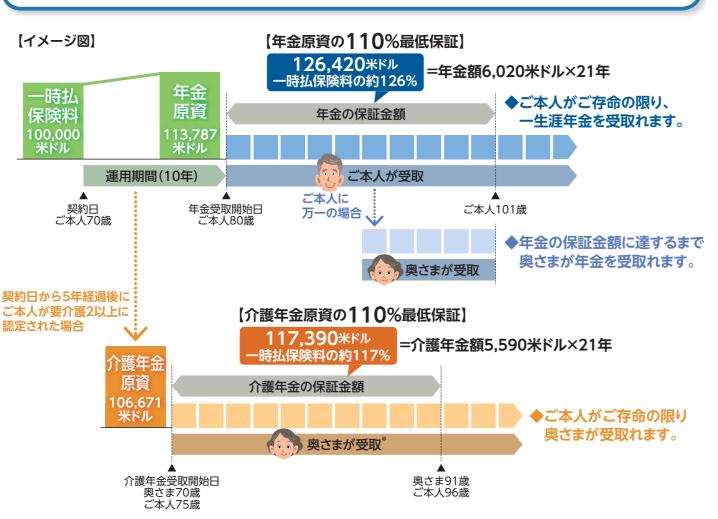
(介護)年金受取の活用例

ご自身の一生涯の年金を準備しながら、 ご自身が要介護2以上に認定された場合にも備える

◆運用期間(10年)満了後に、ご本人が一生涯年金を受取れます。

ご自身の一生涯の年金を準備しながら、ご自身が運用期間中に要介護2以上に認定された場合、 奥さまが介護年金を受取ります(介護年金は、介護費用を使途とする場合、非課税扱となります)。

【契約例】●ご本人//0歳·男性 ●奥さま/65歳·女性									
契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取人	後継年金受取人	介護年金受取人				
ご本人	ご本人	要さた。	ご本人	奥さま	等さない。				



*奥さまが万一の場合、後継介護年金受取人が介護年金を受取れます。

- ※上図は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が 適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。
- ※(介護)年金の合計額として、(介護)年金原資(契約通貨建て)の100%または110%が最低保証されるのは、(介護)年 金の保証金額に達するまで(介護)年金をお受取りいただいた場合です。
- ご契約を解約した場合または契約日から30年以内に(介護)年金の一括受取を行った場合、経過年数に応じた解約控

証はありませんので、(介護)年金の保証金額または一時払保険料を下回ることがあります。

- ※(介護)年金受取期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取扱いはありません。 また、被保険者がお亡くなりになった時に、(介護)年金の一括受取を行った場合、ご契約は消滅します。
- ※保証金額に達するまで、(介護)年金を受取った後、被保険者がお亡くなりになった場合、それ以後の(介護)年金の受取 はありません。

除や市場価格調整が適用されます。したがって、解約返戻金額または(介護)年金の一括受取による受取金額に最低保

年金のお支払いについて

年金		運用期間(10年)中に要介護2以上に認定されなかった場合、運用期間満了後の年金原資*1をもとに契約通貨建ての年金をお受取りいただけます。
年金の請求方法		年金受取人より、マニュライフ生命所定の請求書および保険証券等をご提出いただきます。
	年金額の計算方法	年金額=年金原資×年金額算出率*2
	年金の保証金額の 計算方法	年金の保証金額*3= 年金額×{年金受取総額保証割合 (100%または110%)*4÷年金額算出率}*5
	年金の一括受取 による受取額*6	年金の支払保証部分の現価×市場価格調整率* ⁷
	後継年金受取人	 契約者(年金受取開始日以後は年金受取人)は、被保険者の同意を得たうえで年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ1人指定することができます。 ●年金受取期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合*8、年金の保証金額に達するまで年金を継続して、後継年金受取人がお受取りいただけます。

- *1 年金受取開始日前日の積立金額です。
- *2 年金額算出率は、年金額および年金の保証金額を計算する際に用いる率です。積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日および16日)設定され、契約日に設定された年金額算出率が適用されます。

契約日に設定された年金額算出率が変更されることはありません。また、契約通貨や被保険者の性別、年金受取総額保証割合等により異なります。

- *3 年金の保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお受取りいただく年金の合計額のことで年金の受取総額として保証されます。 なお、年金の保証金額が、契約時に選択いただいた年金原資(契約通貨建て)の100%または110%を下回ることはありません。
- *4 契約後に年金受取総額保証割合を変更することはできません。
- *5 「年金受取総額保証割合(100%または110%)÷年金額算出率」は、年金の合計額が年金の保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。
- *6 契約日から30年後の契約応当日以後に年金の一括受取を行う場合は、年金の支払保証部分の現価となります。
- *7「市場価格調整率」については、1221「解約・一部解約について」をご覧ください。
- *8年金受取人と被保険者が同一人の場合です。

【ご参考】他の条件が同じであれば、年金受取総額保証割合110%の方が100%より年金の保証金額が大きくなり、100%の方が年金額は大きくなります。

【前提条件】●年齢・性別/70歳・男性 ●契約通貨/米ドル ●積立利率/年1.30% ●一時払保険料/100,000米ドル

年金受取総額保証割合	100%	110%
年金額	7,215米ドル	6,020米ドル
年金受取最低期間	16年	21年
年金の保証金額	115,440米ドル	126,420米ドル
年金原資の100%に到達する年数	16年	19年

[※]上表は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

介護年金のお支払いについて

介護年金	運用期間(10年)中に要介護2以上に認定された場合、介護年金原資* ¹ をもとに契約通貨建ての介護年金をお受取りいただけます。
介護年金の請求方法	介護年金受取人より、マニュライフ生命所定の請求書および被保険者が公的介護保険制度 による要介護2以上に認定されたことを証明できる書類等をご提出いただきます。
介護年金額の計算方法	介護年金額=介護年金原資×介護年金額算出率*2
介護年金の保証金額の 計算方法	介護年金の保証金額* ³ = 介護年金額×{介護年金受取総額保証割合 (100%または110%)* ⁴ ÷介護年金額算出率}* ⁵
介護年金の一括受取 による受取額*6	 介護年金の支払保証部分の現価×市場価格調整率 ^{*7} ー解約控除額 ^{*7}
後継介護年金受取人	 契約者(介護年金受取開始日以後は介護年金受取人)は、被保険者の同意を得たうえで介護年金受取人が介護年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな介護年金受取人(後継介護年金受取人)をあらかじめ1人指定することができます。 ●介護年金受取期間中に介護年金受取人がお亡くなりになった場合*8、介護年金の保証金額に達するまで介護年金を継続して、後継介護年金受取人がお受取りいただけます。

- *1 介護年金受取開始日前日の積立金額です。
- *2 介護年金額算出率は、介護年金額および介護年金の保証金額を計算する際に用いる率です。積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日および16日)設定され、契約日に設定された介護年金額算出率が適用されます。

契約日に設定された介護年金額算出率が変更されることはありません。また、契約通貨や被保険者の性別、介護年金受取総額保証割合等により異なります。

- *3 介護年金の保証金額は、被保険者の生死にかかわらずお受取りいただく介護年金の合計額のことで介護年金の受取総額として保証されます。なお、介護年金の保証金額が、契約時に選択いただいた介護年金原資(契約通貨建て)の100%または110%を下回ることはありません。
- *4 年金受取総額保証割合と介護年金受取総額保証割合は同じ割合になります。契約後に介護年金受取総額保証割合を変更することはできません。
- *5「介護年金受取総額保証割合(100%または110%)÷介護年金額算出率」は、介護年金の合計額が介護年金の保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。
- *6 契約日から第30保険年度中の介護年金受取日以後に介護年金の一括受取を行う場合は、介護年金の支払保証部分の現価となります。
- *7「市場価格調整率」および「解約控除額」については、199「解約・一部解約について」をご覧ください。
- *8 介護年金受取人と被保険者が同一人の場合です。
- **※年金と介護年金は重複してお受取りいただけません。**介護年金が支払われない場合については、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。
- ※要介護認定の効力が生じるのはつぎの通りです。
- 要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合、その申請のあった日
- 要介護更新認定の場合、更新前の有効期間の満了日の翌日

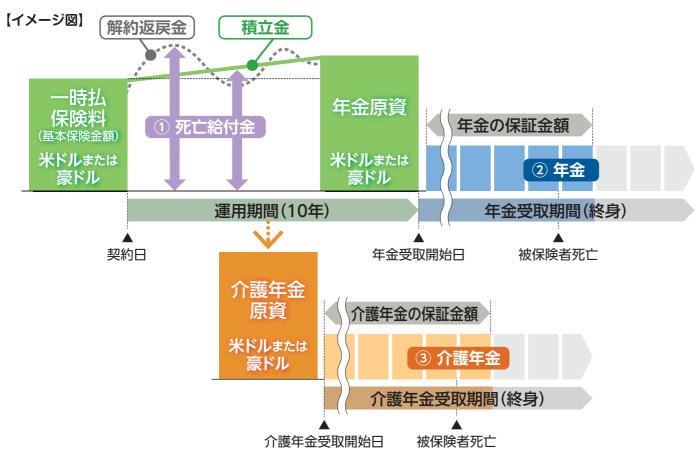
【ご参考】他の条件が同じであれば、介護年金受取総額保証割合110%の方が100%より介護年金の保証金額が大きくなり、100%の方が介護年金額は大きくなります。

【前提条件】●年齢・性別/70歳・男性 ●契約通貨/米ドル ●積立利率/年1.30% ●一時払保険料/100,000米ドル 契約日から5年経過後に要介護2以上に認定されて介護年金を受取る場合

介護年金受取総額保証割合	100%	110%
介護年金額	6,667米ドル	5,590米ドル
介護年金受取最低期間	16年	21年
介護年金の保証金額	106,672米ドル	117,390米ドル
介護年金原資の100%に到達する年数	16年	20年

[※]上表は前提条件に記載の積立利率等を使用して作成したものです。実際には契約日に設定されている積立利率等が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

被保険者がお亡くなりになった場合のお取扱いについて



◆運用期間中

名称 お支払いする時期		受取金額	受取人
① 死亡給付金	被保険者が運用期間中*1に お亡くなりになった場合	被保険者がお亡くなりになった日の 積立金額・基本保険金額・解約返戻金 額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人 (被保険者の3親等内の親族 から複数人選択できます)

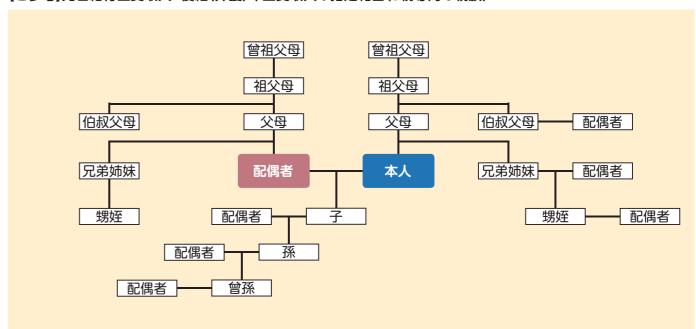
- *1 年金受取開始日以後、介護年金受取開始日以後は、死亡給付金のお受取りはありません。
- ※死亡給付金が支払われない場合については、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

◆年金·介護年金受取期間中

名称	お支払いする時期・内容	受取金額	受取人
② 年金	・被保険者が年金受取期間中にお亡くなりになった場合・年金の合計額が保証金額に達するまでお受取りいただけます。・一時金を受取る場合、年金の一括受取となります(この場合、 受取金額の最低保証はありません)。	年金額	年金受取人*2
③ 介護年金	・被保険者が介護年金受取期間中にお亡くなりになった場合・介護年金の合計額が保証金額に達するまでお受取りいただけます。・一時金を受取る場合、介護年金の一括受取となります(この場合、受取金額の最低保証はありません)。	介護年金額	介護年金受取人*3

- *2 年金受取人と被保険者が同一人の場合、その法定相続人(後継年金受取人を指定している場合は指定された方*4)が、年金をお受取りいただけます。
- *3 介護年金受取人と被保険者が同一人の場合、その法定相続人(後継介護年金受取人を指定している場合は指定された方*4)が、 介護年金をお受取りいただけます。
- *4後継(介護)年金受取人は、被保険者の同意を得たうえで、(介護)年金受取人の3親等内の親族から1人指定できます。 ※被保険者がお亡くなりになった後に受取る介護年金は、雑所得の課税対象となります。

【ご参考】死亡給付金受取人・後継(介護)年金受取人の指定範囲(3親等内の親族)



※受取人については、後のご家族間でのトラブルを避けるためにも、お客さまの個別の状況等に応じて十分にご検討のうえご指定ください。相続や遺産分割等については、弁護士等の専門家にご相談ください。

積立利率について

◆積立利率

- 積立金額の計算および市場価格調整率の計算等に用いる利率です。
- •マニュライフ生命の定める下表の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、

契約日に設定されている積立利率が、契約日以後適用されます。

- ※契約日に設定された積立利率が変更されることはありません。
- •積立利率は、契約通貨によって異なります。<u>また、年0.05%が最低保証されます。</u> ※被保険者の性別や契約年齢にかかわらず同一です(契約通貨により異なります)。

【指煙金利】

30 Mar 131							
契約通貨	指標金利						
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値						
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り						

【積立利率の計算方法】

指標金利のマニュライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から+1.5%を増減させた範囲内で定めた利率から、保険関係費を控除して計算します。

解約・一部解約について

●運用期間中*1に、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお受取りいただけます。

解約返戻金額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 *2 × 市場価格調整率 - 解約控除額解約控除額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 *2 × 解約控除率 *3

- *1 年金受取開始日以後、介護年金受取開始日以後は、解約・一部解約のお取扱いはありません(年金・介護年金の一括受取のお取扱いとなります)。
- *2 解約計算基準日·一部解約計算基準日は、マニュライフ生命が解約·一部解約の請求書類を受付けた日です。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受付けた日です。
- *3 解約控除率についての詳細は下表をご覧ください。
- ※一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとにつぎの金額を下回る場合、一部解約をお取扱いできません。 米ドル:20,000米ドル/豪ドル:20,000豪ドル

●解約控除率

解約・一部解約および介護年金の一括受取の際に適用されます。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

●市場価格調整

解約・一部解約および契約日から30年以内の(介護)年金の一括受取の際に市場価格調整率を適用します。 市場価格調整率とは、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額や(介護)年金の一括受取による受取金額に 反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

市場価格調整率 = $\left(\frac{1+契約日における積立利率^{*1}}{1+市場価格調整率計算基準日^{*2}における積立利率^{*3}+0.3\%}\right)$ 12

- *1 ご契約において適用されている積立利率
- *2 市場価格調整率計算基準日は、お取扱いにより以下のようになります。

	市場価格調整率計算基準日					
解約返戻金	解約計算基準日または一部解約計算基準日					
(介護)年金の一括受取	(介護)年金の一括受取の請求書類をマニュライフ生命が受付けた日 ※書類の提出以外の方法 (マニュライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求 をマニュライフ生命が受付けた日					

- *3 市場価格調整率計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率
- *4 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。くわしくは「ご契約のしおり/約款」でご確認ください。

▲ご注意

ご契約を解約した場合または契約日から30年以内に(介護)年金の一括受取を行った場合、市場価格調整が適用されるため、解約返戻金額または(介護)年金の一括受取による受取金額は増減します。また、積立金額または介護年金の支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、解約返戻金額または(介護)年金の一括受取による受取金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

ご契約について

被保険者の契約年齢	55歳~80歳 (契約日における被保険者の満年齢)						
契約通貨	米ドルまたは豪ドル ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、契約後に契約通貨を変更することもできません。						
	契約通貨	豪ドル					
保険料	最低保険料	20,000米ドル(100米ドル単位)		20,000豪ドル(100豪ドル単位)			
IMPX11	最高保険料*		1億円相	当額			
	※被保険者さまの	マニュライフ生命の保険	契約のご加入状況により、	ご加入いただける上限額は異なります。			
保険料の払込方法	一時払のみ ※野村證券経由ま	たはマニュライフ生命が	指定する金融機関の□座^	の送金			
運用期間	10年						
年金受取期間	終身		介護年金受取期間	終身			
保障の責任開始日		E命がご契約をお引 賃任開始の日(契約日		たときは、一時払保険料のお払込みが			
契約者	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	保険者の3親等内の親 し、永住の意思があり、日		見則です。年齢の上限はありません。			
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族 被保険者が、お申込時に要介護2以上に認定されている場合、要介護認定・要支援認定の新規申請中の場合または入院 中の場合等には、お申込みいただけません。						
死亡給付金受取人	被保険者の3親	等内の親族					
年金受取人	契約者または被	坡保険者	後継年金受取人	年金受取人の3親等内の親族			
介護年金受取人	被保険者または	求亡給付金受取人	後継介護年金受取力	介護年金受取人の3親等内の親族			
指定代理請求人	し、または生計			の配偶者、直系血族、被保険者と同居 失からご指定いただけます。			
告知	告知していたた	ごく事項はありません	νο				
クーリング・オフ制度	この保険は、「クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度」の対象です。 ※契約者が法人の場合、クーリング・オフ制度の対象にはなりません。						
付加できる特約	円支払特約A型(特約保険料はかかりません) ・ (介護)年金・死亡給付金・解約返戻金・年金の一括受取等をマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円でお受取りいただく特約です。 ・契約者((介護)年金受取開始日以後は、(介護)年金受取人、死亡給付金のご請求の際は、死亡給付金受取人)のお申出により、付加または解約することができます。 ・毎年の(介護)年金を受取る場合にもその都度、付加または解約することができます。						
配当金	配当金はありま	きせん 。					
その他		連用期間の短縮・延長はありません。 基本保険金額の増額および契約者貸付のお取扱いはありません。					

*最高保険料について

- 契約日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。
- 同一被保険者でマニュライフ生命所定の保険契約の基本保険金額を通算して1億円かつマニュライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。
- この保険の介護年金額等とマニュライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。
- ※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢、契約通貨によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

▲ご注意

●お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

10

税務のお取扱いについて

◆税務上の換算レート

●この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては日本 国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したう えで、従来の円建の生命保険と同様にお取扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1	
一時払保険料 —		保険料受領日	TTM	
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	MTT	
死亡给什会	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	MTT	
がした心力立	死亡給付金 相続税・贈与税 被保険者が		TTB	
年 金	所得税(雑所得)	毎年の年金受取日	TTM	

- *1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。
- ●「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金等は下表の換算基準日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日* ²
死亡給付金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日*2の翌営業日
年 金	「毎年の年金受取日」または「請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括受取 による受取金	「年金受取開始日」または「請求書類をマニュライフ生命の本社が受付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日

^{*2} 書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受付けた日

◆契約時

- ●お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- ※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

◆運用期間中

●解約・一部解約の場合(差益のある場合)

所得税(一時所得)+住民税

●被保険者死亡の場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

◆(介護)年金受取開始日以後

●(介護)年金および(介護)年金の一括受取

年金の種類	(介護)年金でのお受取り	(介護)年金の一括受取
年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(雑所得)+住民税
介護年金	非課税扱	非課税扱

- ※契約者と年金受取人が相違する場合、年金受取開始時に贈与税の対象となります。
- ※介護年金および介護年金の一括受取が非課税扱となるのは、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族で介護費用を使途とする場合です。
- ※被保険者が死亡された日以後にお受取りいただく介護年金は所得税(雑所得)+住民税、介護年金の一括受取は所得税(一時所得)+住民税の課税対象となります。
- ※介護年金受取開始日後に要支援認定および要介護認定で非該当となった場合、介護年金および介護年金の一括受取は、非課税 扱とはならず、所得税(雑所得)の課税対象となります。

▲ご注意

外貨でお受取りになる年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、お受取りになる年金の合計額が、年金の保証金額を下回ることがあります。

【ご参考】

①相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく(介護)年金の税務上のお取扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の(介護)年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

※(介護)年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

②一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

③年金受取にかかる税金の計算方法について

雑所得=その年に受取る年金額*1-必要経費

*1 円支払特約A型を付加しないときは、年金受取日のTTMにより円に換算した金額となります。

必要経費 = その年に受取る年金額×必要経費割合

既払込保険料総額*2

年金年額×(余命年数*3と保証金額を受取る期間のいずれか長い年数)/ (小数第3位以下切り上げ)

- *2 運用期間中に一部解約を行っている場合には、一時払保険料から運用期間中に受取った一部解約の解約返戻金額にかかる必要経費の累計額を差し引いた金額
- *3 余命年数表

年金の支払開始日	余命年	数(年)			
における年齢(歳)	男	女			
55	23	27			
56	22	26			
57	21	25			
58	20	25			
59	20	24			
60	19	23			
61	18	22			
62	17	21			
63	17	20			
64	16	19			
65	15	18			
66	14	18			

年金の支払開始日	余命年数(年)			
における年齢(歳)	男	女		
67	14	17		
68	13	16		
69	12	15		
70	12	14		
71	11	14		
72	10	13		
73	10	12		
74	9	11		
75	8	11		
76	8	10		
77	7	9		
78	7	9		

年金の支払開始日	余命年	数(年)
における年齢(歳)	男	女
79	6	8
80	6	8
81	6	7
82	5	7
83	5	6
84	4	6
85	4	5
86	4	5
87	4	4
88	3	4
89	3	4
90	3	3

※所得税法施行令第82条の3別表より

▲ご注意

税務のお取扱いについては、平成29年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。 なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。 個別の税務等の詳細については、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

リスクと費用について

◆この保険にかかるリスクについて

■為替リスクについて

- ●この保険は外貨で運用するため、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお受取りいただく場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- ●したがって、「介護年金または年金の受取総額や死亡給付金の受取時の円換算額」が、「一時払保険料の契約時の円換算額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ●為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替 手数料分のご負担が生じます。

■解約等のリスクについて

- ●この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額、契約日から30年以内の介護年金・ 年金の一括受取による受取金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括受取に よる受取金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
- ●したがって、次の金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - •「解約返戻金額」
 - •「介護年金の一括受取による受取金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
- 「年金の一括受取による受取金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
- *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

◆この保険にかかる費用について

●この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括 受取時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

■保険関係費

保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■解約・一部解約時および介護年金の一括受取時にご負担いただく費用

●解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括受取時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日*1までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。解約控除は、解約に相当する部分の積立金額*2に契約日からの経過年数に応じて下表の解約控除率を乗じた金額となります。

契約日常の経過	から 年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控制	除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

- *1 介護年金の一括受取の場合は、介護年金の一括受取の請求書類をマニュライフ生命が受付けた日とします。
- *2 介護年金の一括受取の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

■外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- ●一時払保険料をお払込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ●介護年金·年金·死亡給付金等を外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ●次の①②の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*3との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
- ①「円支払特約A型」を付加し、介護年金·年金·死亡給付金等を円でお受取りになる場合
- ②「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお受取りになる場合
- *3 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨					
現日	米ドル	豪ドル				
① 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭				
②「「「文仏符形A堂」の為省レート						

※平成29年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

付帯サービスについて

サービスの内容については引受保険会社にお問い合わせください。

健康相談サービス 無料の付帯サービス [メディカルリリーフ(プラス)]

<u>こころとからだの</u>健康サポート メディカル リリーフ プラス

Ⅲ メディカルほっとコール24

対象:被保険者ご本人・そのご家族

- ●24時間・年中無休体制にて、医師・保健師・看護師等経験豊かな相談スタッフが、あなたとご家族の健康や介護に関する相談に応じます。
- ②『ご自宅近くや勤務先周辺の医療機関情報』『夜間・休日の医療機関情報』、また、専門医や専門外来等新たなニーズ に対応した『専門医療情報』等をご提供いたします。



介護でこんな不安を感じたら… ご自身やご家族が介護状態になってしまった場合、「何処に」「何を」相談して良いか分からないという方が多くいます。また「介護疲れでストレスがたまっている」そのようなお悩みに経験豊かなスタッフが24時間、年中無休でお応えします。

メディカルソムリエ

対象:被保険者ご本人

- ●総合相談医との面談や電話によるセカンドオピニオンの手配をします。
- ❷総合相談医の判断により、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医を紹介いたします。
- ※電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

メンタルケア支援サービス

対象:被保険者ご本人

ストレス・メンタルヘルスに関して臨床心理士を中心とした心理カウンセラー等の心の専門家が電話や面談によるカウンセリングをご提供いたします。

、生活習慣病支援サービス

対象:被保険者ご本人

- ●高血圧や脂質異常症等の生活習慣病を改善するための具体的な取組内容をご提案いたします。
- ②糖尿病に関するさまざまなご質問やご相談にお応えする他に、糖尿病専門医の紹介を受けられます。

、ガン支援サービス

●ガン全般の相談に、専門スタッフがお応えします。

「メディカルほっとコール24 対象:被保険者ご本人・そのご家族

②ガンに関してメンタルヘルスの専門家に電話や面談で 相談できます。

(メンタルケア支援サービス

対象:被保険者ご本人

❸ガンに関してセカンドオピニオンを受けられます。

、メディカルソムリエ

対象:被保険者ご本.

▲ご注意

- ●「メディカルリリーフ(プラス)」は、マニュライフ生命の業務提携先であるティーペック株式会社が提供するサービスで、保険契約による保障とは異なります。このサービスは平成29年4月現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
- ■国外の相談および国外からの相談等はお受けできません。
- ●このサービスは、マニュライフ生命のご契約が有効の期間中ご利用いただけます。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- 医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。
- ●サービス利用の結果についてマニュライフ生命は責任を負いかねます。
- ●ご利用に際してティーペック株式会社が取得した個人情報は、利用対象者確認の目的においてマニュライフ生命に提供することがありますが、 サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- ■電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。
- ●その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。
- ※「メディカルリリーフ(プラス)」のくわしい内容については、契約後、保険証券に同封されるリーフレットをご覧ください。

14

アフターサービスについて

積立利率・(介護)年金額算出率・為替レート等は以下の方法でご確認いただけます



マニュライフ生命の投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

月~金曜日 9時~17時(祝日および12月31日~1月3日は休業とさせていただきます)

- ●契約内容・積立金額のご照会
- ●積立利率、(介護)年金額算出率、「円支払特約A型」の為替レート等
- ●各種お手続きのご案内
- ●各種お手続き書類のご請求 等



マニュライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

●積立利率·(介護)年金額算出率、「円支払特約A型」の為替レート 等



契約内容のお知らせ

年1回、契約者((介護)年金受取開始日以後は(介護)年金受取人)に郵送します

- ●契約通貨
- ●契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等

【ご参考】公的介護保険の概要

◆公的介護保険とは、40歳以上の人が全員加入して保険料を納め、介護が必要になった時に所定の介護サービスを受ける保険です。

第1号被保険者:65歳以上の人 第2号被保険者:40歳~64歳の人 第1号被保険者と第2号被保険者とでは介護サービスを受けられる条件、保険料の算定方法、納付方法が異なります。

第1号被保険者:要介護状態になった原因に関係なく公的介護保険の介護サービスを利用できます。 第2号被保険者:下記、特定の病気によって要介護状態になった場合に限り、介護サービスを受けられます。

40歳~64歳でも介護サービスが利用できる特定疾病

- ・初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等) ・脳血管疾患 ・関節リウマチ
- がん(自宅等で療養中のがん末期)

等16種類

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月改訂版より抜粋

【ご参考】要介護度別の身体状態の目安

		身体の状態(例)
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄等はほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持等の動作に何らかの支えを必要と することがある。入浴や掃除等、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態
	1	食事や排泄等はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行等に不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	2	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行等に何らかの支え が必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護	3	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持等がひとりでできない。入浴や衣服の着脱等に 全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	重度の介護を必要とする状態 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできない等、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

[※]要介護認定の有効期間は原則6ヵ月または12ヵ月(介護予防、日常生活支援総合事業を全域で実施している市町村は原則12ヵ月、初回認定の有効期間は原則6ヵ月)。有効期間が終了する前に、更新の申請が必要です。心身の状態に変化が生じ、介護の必要度が変わった場合には、いつでも認定の変更申請ができます。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月改訂版より抜粋

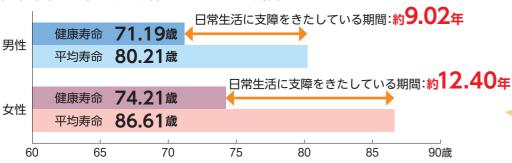
15 16

(ご参考)介護に関するデータ集

1 平均寿命と健康寿命

── 高齢化に伴い延びていく"日常生活に支障をきたしている期間"

◆健康寿命と日常生活に支障をきたしている期間





平均寿命とは 10年前後の差が

長期化傾向!

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。 厚生労働省「第2回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料(平成26年10月)」

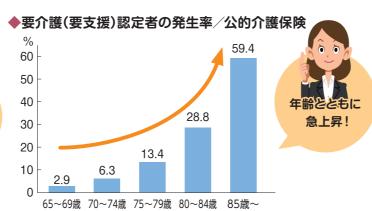
2 介護人口の増加

──要介護(要支援)認定者数は高齢層になるほど増加傾向にあります。

◆要介護(要支援)認定者数/公的介護保険

要介護1~5	189万人 218万人	447万人 622 万人
要支援1~2*	29万人	175万人
	平成12年	平成28年
	亚出10年	亚出20年





制度発足(平成12年)から約400万人増!

*平成12年は要支援

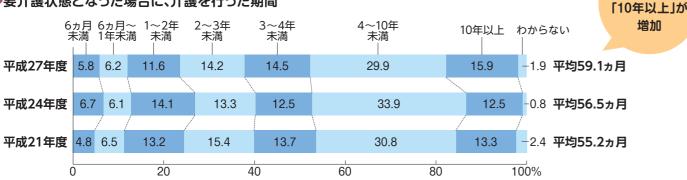
厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)(平成28年4月分)(平成12年4月分)」 ※1万人未満を四捨五入

総務省「人口推計(平成28年4月概算)」および 厚生労働省「介護給付費等実態調査月報(平成28年4月審査分)」より試算

3 介護期間の長期化

── 「4年以上」が全体の約2分の1 平均では59.1ヵ月(約4年11ヵ月)

◆要介護状態となった場合に、介護を行った期間



(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成27年12月)

4 自分の介護に対する不安の内容、親等を介護する場合の不安の内容

─ 肉体的、精神的な不安が上位を占めています。

◆自分の介護に対する不安の内容

第1位 67.9% 家族の肉体的·精神的負担

第2位 60.4% 公的介護保険だけでは不十分

第3位 57.9% 家族の経済的負担

第4位 49.1% 介護サービスの費用がわからない

◆親等を介護する場合の不安の内容

第1位 67.3% 自分の肉体的・精神的負担

第2位 57.6% 自分の時間が拘束される

第3位 52.8% 自分の経済的負担

第4位 51.3% 公的介護保険だけでは不十分

(公財)生命保険文化センター [平成28年度 生活保障に関する調査](複数回答)

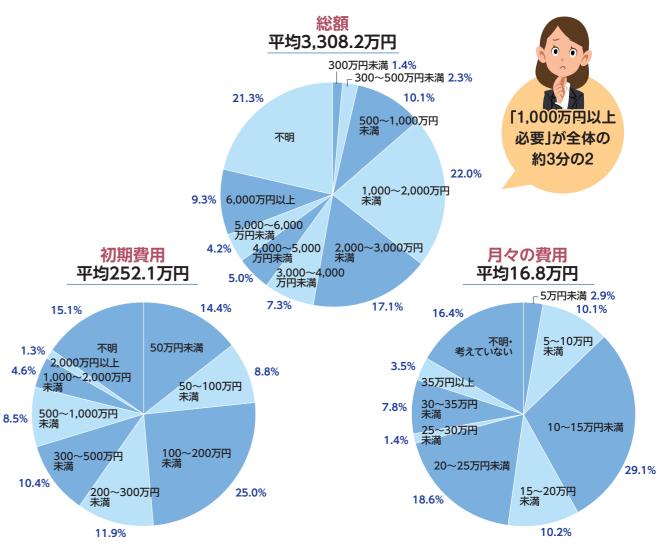
負担に加え

経済的負担も!

5 介護に必要と考えられる費用

── 介護に必要と考えられる費用の総額は平均3,308.2万円

◆世帯主または配偶者が要介護状態となった場合に必要と考える公的介護保険範囲外の必要資金額



※公的介護保険の範囲外の必要資金額とは、住宅改造や介護用品購入等の初期費用や月々かかる費用等です。総額は、サンプルごとの初期費用と 月々の費用の合計を足し合わせて算出しています。

(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成27年12月)